

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB保険組合A県支部（以下「組合」という。）に採用され、平成〇年〇月から事務局長として勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、組合事務室内で突然意識を失い、C医療センターに救急搬送されたが、同日、同センターにおいて死亡した。死亡診断書には、直接死因として「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件疾病について、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においても、その取扱いを妥当なものとする。

(2) そこで、認定基準に基づいて本件について検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

請求人らは、発症直前から前日までの間、業務上において異常な出来事に遭遇した事実は認められないとする監督署長の判断を不服とし、被災者がDから受けた言動等を総合的、実質的に判断すれば、本件は認定基準の「異常な出来事」に該当するものであると主張する。この点、Dから被災者に宛てたメールには、被災者がDから相当回数、ひどい嫌みを言われたり、中傷された旨記載されており、このことについて被災者が心を痛めていたことは推認されるも、当審査会としては、当該事実が認定基準が定めるところの「極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態」とは認められないものであると判断する。

イ 本件疾病発症前1週間の業務従事状況については、通常勤務であり、特に過重な負荷があったとは認められない。

ウ 本件疾病発症前6か月間の業務従事状況についてみると、被災者の時間外労働時間数は、発症前6か月目に3時間17分があるのみで、その他の月は0時間であり、長時間労働の実態はなかったものと判断する。

この点、請求人らは、東京高裁判決を引用し、同事件との類似性を主張するが、同事案は、発症前月に約80時間の時間外労働があったことに加え、

上司からの頻繁かつ執拗な叱責があり、これによるストレスが誘引となって、出血性脳梗塞を発病したというものであり、被災者の時間外労働時間の状況は上記のとおりであることからみて、同裁判例とは事実関係が大きく異なるものである。

エ なお、請求人らは、疲労やストレスがくも膜下出血等の脳卒中発症の重要な因子となっていることは、医学的にも認められているところであり、被災者も疲労とストレスで本件疾病を発症したかのように主張する。しかし、請求人らが提示する「脳卒中発症因子の研究―疲労・ストレスの影響も含めて―」と題する研究論文は、専ら脳梗塞及び脳出血の発症因子を疲労とストレスの影響を含めて検討した報告書であり、くも膜下出血の発症因子を研究対象としたものではないことから、本件疾病の発症因子を裏付ける根拠となるものとは解し得ない。さらに、被災者については、脳底部から左右のシルビウス裂・大脳半球間裂を中心に広汎かつ高度なくも膜下出血の像が明瞭に認められ、一部は右前頭葉から脳梁に脳内血腫を形成し、脳室内にも穿破しており、脳の主幹動脈に発生した重篤な脳動脈瘤の破裂によるくも膜下出血を発症していることに照らせば、被災者がDからのメール等により、就労する上で一定の精神的負荷を受けていたとしても、それと被災者のくも膜下出血の発症との間に相当因果関係があると判断することはできないし、他にその事実を認めるに足る資料を見いだすこともできない。

(3) 以上を総合すると、本件疾病については、認定基準に照らし発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性は認められず、業務上の事由によるものであると認めることができない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。